**中小事業者の対策計画書に基づくZEV導入促進補助金交付要綱**

**（総則）**

第１条　中小事業者の対策計画書に基づくZEV導入促進事業（以下「本事業」という。）における補助金（以下「補助金」という。）の交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

**（目的）**

第２条　大阪府気候変動対策の推進に関する条例（平成17年大阪府条例第100号。以下「条例」という。）第９条第２項の規定に基づく対策計画書を届け出した中小事業者のうち、災害等による停電時に電源確保が強く求められる中小事業者に対して、予算の範囲内で、ゼロエミッション車（以下「ZEV」という。）の導入を支援し、ZEVを効果的に活用するモデル事例とすることで、中小事業者のZEV導入促進を図り、府域における運輸部門の二酸化炭素排出量を削減することを目的とする。

**（定義）**

第３条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）中小事業者

　　　大阪府気候変動対策の推進に関する条例施行規則（平成18年大阪府規則第84号）第３条第１項に該当しない者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　　市町村から災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の４第１項に基づく指定緊急避難場所若しくは第49条の７第１項に基づく指定避難所、又は同法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第１条の７の２第１項に基づく指定一般避難所若しくは同条第２項に基づく指定福祉避難所に指定されている事業所を有する者

二　　統計法第28条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件（令和５年総務省告示第256号）に定める日本標準産業分類のうち、次のいずれかに該当する者

　イ　中分類81学校教育

ロ　中分類83医療業（ただし、歯科技工所は除く）

ハ　中分類85社会保険・社会福祉・介護事業

（２）ZEV

　　　次に掲げる事項のいずれかに該当するものをいう。

一　電気自動車

　　　　電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車（当該自動車に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）に燃料が電気のみであることが記載されているもの）をいう。

二　プラグインハイブリッド自動車

搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な自動車（当該自動車に係る自動車検査証に燃料がガソリン・電気又は軽油・電気であることが記載されているもの）をいう。

三　燃料電池自動車

　　　　　電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を水素と酸素を化学反応させて作る自動車（当該自動車に係る自動車検査証に燃料が水素のみであることが記載されているもの）をいう。

（３）急速充電設備

電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）に充電するための設備であって、電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を有し、充電コネクター、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。ただし、一基当たりの定格出力が10 kW以上90kW未満のものに限る。

（４）外部給電器

ZEVから電力を取り出す装置で、電動車両用電力供給システム協議会規格「電動自動車用充放電システムガイドラインV2L DC版」に基づく検定（CHAdeMO V2L protocol認証）に合格しているもの、又は CHAdeMO規格対応車両から電力（AC100V 1500W以上）の取り出しが可能であることについて車両製造事業者から２車種以上の認定を受けているものをいう。

（５）国補助金

　　クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付要綱（20241223財製第１号）及びクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金交付要綱（20241223財製第２号）に基づき、ZEV、急速充電設備及び外部給電器を導入する事業者に対し、一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「国補助金事業執行団体」という。）が交付する補助金をいう。

（６）対策計画書

　　　条例第９条第２項の規定に基づき、事業活動に係る気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化のための対策、並びに事業活動に係る温室効果ガスの排出の量の削減に関する目標などを記載した計画書をいう。

**（補助事業）**

第４条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、第２条で定める目的に資するため、中小事業者がZEVを導入する事業とする。

**（補助対象車両等）**

第５条　前条に規定する補助事業のうち、補助金の交付の対象となる車両及び設備（以下「補助対象車両等」という。）はZEV、急速充電設備及び外部給電器であって、次の各号に掲げるすべての要件を満たすものとする。

一　国補助金事業執行団体が補助金の交付対象として承認したものであること。

二　新規に導入されるものであり、中古品又は新古品ではないこと。

２　前項の補助対象車両等のうち、急速充電設備及び外部給電器については、ZEVの導入と併せて導入するものに限り補助対象とする。

**（補助対象者）**

第６条　補助金の交付の申請をすることができる者は、別表１に掲げる要件をすべて満たす中小事業者とする。ただし、規則第２条第２号イからハに該当する者は除く。

**（補助金の交付対象経費等）**

第７条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に必要かつ適当と認める経費として別表２に掲げるものとする。

２　補助金の額は、別表３に掲げるものとし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

**（補助金の交付申請）**

第８条　補助対象事業者が補助金の交付を受けようとするときは、第１号様式による補助金交付申請書に知事が別に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

**（交付申請の受理）**

第９条　知事は、前条の規定による申請を先着順に受理するものとし、受理した申請に係る補助金の交付申請額の合計が予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって、募集を停止する。

**（補助金の交付の決定）**

第10条　知事は、前条の申請があったときは、規則第５条の規定により当該申請に係る書類等の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定を行うものとする。

２　知事は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかにその内容及び交付条件を第２号様式における交付決定通知書により補助金の交付を受けようとする事業者（以下「補助事業者」という。）に対して通知するものとする。

**（補助事業の内容等の変更申請等）**

第11条　規則第６条第１項第１号又は第２号の規定に該当するときは、第３号様式による補助事業の内容・経費配分の変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

２　規則第６条第１項第３号の規定に該当するときは、第４号様式による補助事業の中止（廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。

３　規則第６条第１項第４号の規定に該当するときは、第５号様式による補助事業の遅延等報告書を知事に提出しなければならない。

**（変更承認の特例）**

第12条　規則第６条第１項第１号に定める軽微な変更とは、別表２の各経費区分において、変更後の金額が変更前と比較して、20％以内の変更とする。

２　規則第６条第１項第２号に定める軽微な変更とは、事業の目的及び内容等のうち事業の基本的部分に関わらない変更とする。

**（補助金の交付申請の取下げ）**

第13条　補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、規則第７条の規定による通知を受けた日から起算して10日以内に、第６号様式による交付申請取下承認申請書により申請の取下げをすることができる。

２　前項の規定による補助金の交付申請の取下承認があったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

**（実績報告）**

第14条　規則第12条の規定による報告は、第７号様式による実績報告書を、補助事業の完了した日の翌日から起算して30日以内又は知事が別に定める期日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

**（補助金の額の確定）**

第15条　知事は、前条の規定により提出された実績報告書を審査した結果、交付決定事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、別表３に定めるところにより交付すべき補助金の額を精査の上確定し、補助事業者に対し、第８号様式により補助金の額の確定について通知するものとする。

**（検査及び現地確認等）**

第16条　知事は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、交付決定事業に関し報告を求め、補助事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

２　補助事業者は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

**（補助金の交付）**

第17条　知事は、第15条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を交付するものとする。

２　前項の規定による補助金の交付を受けようとする補助事業者は、第15条の規定による補助金の額の確定通知を受け取った日以後速やかに第９号様式による支払請求書を知事に提出しなければならない。

**（交付決定の取消し等）**

第18条　知事は、規則第８条及び第15条の規定によるもののほか、第８条の規定により提出した書類に記載された内容に虚偽が判明した場合には、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

２　知事は、前項の規定により交付決定の取消しを行った場合には、規則第16条及び第17条の規定により、補助事業者に対して、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

**（補助金の経理）**

第19条　補助事業者は、補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する大阪府の会計年度終了後10年間保存しなければならない。

**（財産の管理及び処分の制限）**

第20条　補助事業者は、補助事業により取得した財産について台帳を設け、その保管状況を明らかにしなければならない。

２　規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間を経過する以前に当該財産を処分しようとするときは、第10号様式による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

３　規則第19条ただし書き並びに同条第４号及び第５号の規定により知事が定める財産の種類及び期間は、別表４に掲げるものとする。

４　第２項の規定により知事の承認を受け、財産の処分を行うことにより収入があったときは、知事はその収入の全部又は一部を納付させることができる。

**（補助事業者の公表）**

第21条　知事は、規則第５条の規定により交付決定を行った補助事業者に係る情報のうち、法人名（個人事業主は商号又は屋号）、工場・事業場の名称、所在地及びその他知事が必要と認めるものを公表するものとする。

**（協力の依頼）**

第22条　知事は、補助事業者に対し、次の各号に掲げる事項について協力を求めることができる。

（１）大阪府が開催するセミナー等における効果的な取組事例の発表

（２）大阪府ホームページ等における効果的な取組事例の掲載

（３）災害時の給電協力

（４）その他知事が必要と認める事項

**（その他）**

第23条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

**附　則**

この要綱は、令和７年７月８日から施行する。

【別表１】

|  |
| --- |
| 一　大阪府内の工場・事業場に係る対策計画書の届出を行い、この計画書に基づき、第４条に掲げる補助事業を行う中小事業者であること。（２者以上の事業者が共同で行う場合、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者とする。）  二　大阪府の脱炭素経営宣言登録制度に基づき脱炭素経営宣言を行うこと。  三　申請者は補助事業を遂行するための売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、以下の各列記事項に従うこと。  イ　補助事業を執行管理する業務における事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分を第三者に請負わせ、又は委託してはならない。  ロ　契約若しくは委託し、又は共同して実施しようとする相手方に対し、補助事業の適正な遂行のために必要な調査に協力を求めるための措置をとること。  ハ　大阪府は、申請者が前各列記事項の規定に違反していると認められるときは、必要な措置を求めることができるものとし、申請者は大阪府から求めがあった場合は、その求めに応じること。  ニ　前各列記事項の規定は、契約若しくは委託又は共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、大阪府は必要な措置を求めることができるものとする。  四　補助対象車両等の発注及び支払いが、第10条の規定による交付決定後であること。  五　補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、大阪府に申告すること。  六　補助対象車両等の導入及びその支払いが第14条に規定する実績報告の期限日までに完了すること。  七　業界団体等と連携した給電体験会を開催すること。  八　ZEVに大阪府から配布された周知広報物を表示するとともに、外部給電器及び急速充電設備に補助金を受けて導入した旨を表示すること。  九　補助金を受けて導入した充電設備は地域住民等へ開放すること。  十　事業により導入したZEVについて、災害等による停電時に電力供給できる設備（100V  コンセント等）を設けること。設けることができない場合は、電力を供給できる外部給電器等を併せて導入すること。 |

**別表２**

|  |  |
| --- | --- |
| 経費区分 | 内容 |
| 導入費 | 事業を行うために直接必要な補助対象車両等の導入に要する経費 |

【補助対象外経費】

補助事業期間外に行った事業や支払われた経費のほか、次のいずれかに該当する経費については補助対象外とする。

・公租公課（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

・振込手数料

・本工事費（材料費、労務費、直接経費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費）、運搬費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、業務費、事務費、撤去・処分費

・その他知事が導入費に該当しないと認める経費

**別表３**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象車両等 | 補助金の額 | 補助上限台数 |
| ZEV | 10万円/台※１ | ５台/者 |
| 急速充電設備※２ | 10万円/台 | １台/者 |
| 外部給電器※２ | ５万円/台 | １台/者 |

※１　ガソリン車とZEVの差額が10万円未満の場合は、その差額を補助上限とする。

※２　第８条に基づくZEVの補助金交付申請を行う場合に限る。

**別表４**

|  |  |
| --- | --- |
| 財産の種類 | 期　　　間 |
| ZEV | ４年 |
| 急速充電設備 | ５年 |
| 外部給電器 | ３年 |